



# 中華民國 台灣投資通信

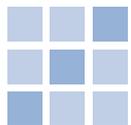
発行：中華民國 經濟部 投資業務処 編集：野村総合研究所 台北支店

July 2004

今月のトピックス  
 労働者退職金の新制度「労働者退職金条例」  
 特別企画  
 「在台湾日本企業アンケート調査(2004年)」  
 結果概要(その2)  
 台湾進出ガイド  
 台湾特許法に於ける職務発明に関して(その1)

日本企業から見た台湾  
 ~台湾瑞薩(股)平澤大 董事長インタビュー~  
 初の海外資材調達部門を台湾に設立  
 台湾マクロ経済指標  
 インフォメーション

vol. 107



## 【今月のトピックス】

### 労働者退職金の新制度「労働者退職金条例」

労働者退職金に関する新制度の「労働者退職金条例」(以下新条例と称する)が2004年6月11日に立法院を通過した。新制度のもとに、労働者退職金は「個人口座年金制」となる。新条例の正式施行は2005年7月からの予定である。

新条例では、新制度の適用を選択した労働者に対して、使用者は労働者の月給の少なくとも6%相当額を使用者の負担にて、労働者の個人専用口座へ毎月拠出することが求められている。労働者が定年退職となった後、個人専用口座から月次退職年金を毎月受給することとなる。一方、現制度のもとに累積した勤務年数に対しては、現制度の受給要件を満たす限り受給権を得ることもできる。

新条例の最も大きなメリットは「携帯可能式」という点にあると考えられる。即ち、労働者が新制度の適用を選択した場合、退職金は個人専用口座へ預けることになる。退職金の計算は勤務年数と関係がなくなり、転職又は勤務先の営業中止等の理由により、退職金計算用の勤務年数が無効となることが回避できるようになる。但し、将来労働者や企業や人事情報管理者にとっては、新制度の内容の複雑さ等に起因した適用上の困難の発生が予想される。

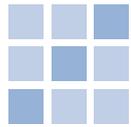
企業の立場から見た、新制度による財務面及び管理面の影響は以下の通りである。

#### 財政面

新制度では、企業は従業員の月給の少なくとも6%相当額を、従業員の個人専用口座へ実際に拠出する。そこで従来の拠出率が6%を下回る企業は、現制度のもとに繰延可能なコストを、直ちに負担しなければならない。

一方、労働者は、現制度の採用が有利と判断されるため「逆選択」即ち現制度の適用を選択する従業員も、新制度の採用が有利であるため新制度を選択する従業員も存在する。いずれでも、従業員に有利な反面、企業には全体的なコスト増という結果をもたらす。

さらに、新条例の規定のうち最も配慮が必要なのは第13条、即ち新制度の施行日を基準に、現制度に基づく施行日以前の企業の退職金負債に対して精算が行われた結果、退職金の拠出額が不足する場合、不足分を5年に渡り追加拠出しなければならないという点である。この規定が企業へ与える巨大な影響が予想されるため、対応策の検討を早急に行うべきと考える。



### 管理面

退職金が従業員にとって大切な福利であることから、新制度の実施に当たって、企業と従業員間に発生可能な管理上の影響は決して無視できない。如何に企業と従業員のいずれにも不利のないように、新制度の実施を進めるかは、経営者にとって最も重要な課題と言える。

新制度の実施後、短期間において企業が配慮すべき点は、従業員の転職意欲が急増する可能性、さらに人材流動問題が顕在化する可能性の有無と考えられる。長期的には、退職制度や福利制度の役割認識を見直し、人材確保の為に福利の改善、人事方針の再検討を行うことが必要になる。

### 現制度と新制度との比較

退職金制度	労働基準法（現制度）	労働者退職金条例（新制度）
方法	確定給付退職方法（Defined Benefit）	確定拠出退職方法（Defined Contribution）
受給方法	一括受給	新制度に基づく勤務年数が15年以上の場合、月次退職年金又は一時退職金を受給する。 新制度に基づく勤務年数が15年未満の場合、一時退職金を受給する。
受給資格	自己退職 - 同一企業で勤務する年数又は同一使用者のために勤務する年数が15年以上で、年齢が満55才に達した者 - 同一企業で勤務する年数又は同一使用者のために勤務する年数が25年以上の者 強制退職 - 年齢が満60才に達した者 - 心神喪失又は身体廃疾によって労働に不適格な者	年齢が満60才に達した者 身体廃疾によって労働に不適格な者 死亡
勤務年数の計算方法	同一企業に就職した日から起算する。	新制度の適用を選択した日から起算する。異なる勤務先での勤務年数は合わせて計算する。
拠出率	月給の2%～15%を拠出する。使用者は拠出率を自ら決定できるが、最終の給付責任は使用者にある。	労働者の月給の6%相当額を使用者の負担にて拠出する。
預託口座	労働者退職基金専用口座	労働保険局の労働者個人専用口座
受給額	労働者の勤続年数によって、満1年につき基本数2点を与える。但し、15年超の勤続年数については、満1年につき基本数1点を与え、総数最高45点を限度とする。基本数の基準額は退職を認めた時の平均月給を指す。	新制度選択日以降の勤務期間に渡って累積した個人退職基金口座の元金に利子を加えた残高。新制度選択日前の勤務期間に対する現制度に基づく退職金受給額。
会計処理	非公開会社 - 当年度の経費計上。 公開発行会社以上の会社 - 財務会計準則公報第18号の採用が必要。	現制度と同様。

特別企画



## 「在台湾日本企業アンケート調査(2004年)」 結果概要(その2)

ジャパンデスクは2004年4月に、在台湾日本企業の事業活動の実態把握を目的として、在台湾日本企業1590社に対して郵送によるアンケート調査を実施し、341社にご回答をいただいた。今回も、先月号に引き続き、アンケート調査の結果概要について紹介する。

図表 11：アジア各国におけるグループ拠点の有無

国別	回答数	国別	回答数
中国	262	韓国	112
タイ	153	インドネシア	107
香港	152	フィリピン	91
シンガポール	150	ベトナム	69
マレーシア	125		

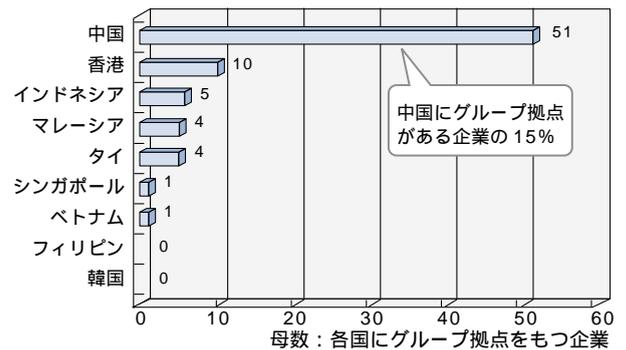
### 4. 台湾拠点とアジア拠点の関係

#### <グループ拠点に対する出資、業務支援>

「本社グループがアジアの他国に拠点を設置しているか」という質問に対する回答が図表 11 であり、「台湾拠点からこれらの拠点に出資しているか」という質問に対する回答が図表 12 である。

中国にグループ拠点を持つという企業が 262 社あり、このうち 51 社 (15%) の企業が、台湾拠点から中国拠点に出資していると回答している。また香港拠点に対して出資していると回答した企業は 10 社あった。

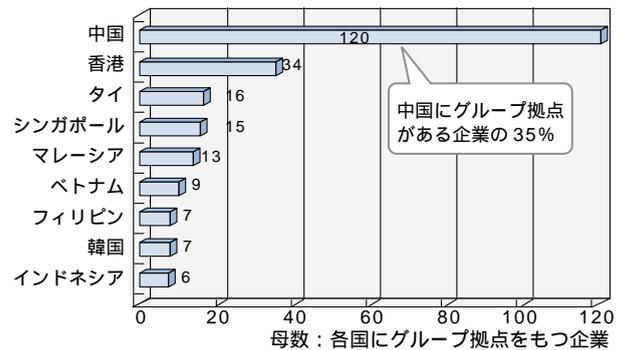
図表 12：グループ拠点に対する出資



#### <グループ拠点に対する業務支援>

「台湾拠点からこれらの拠点に業務支援をしているか」という質問への回答が図表 13 である。本社グループが中国に拠点を持つ企業 262 社のうち、実に 120 社 (35%) の企業が、台湾拠点から中国拠点に業務支援を行っている」と回答している。また香港拠点への業務支援も 34 社にのぼる。

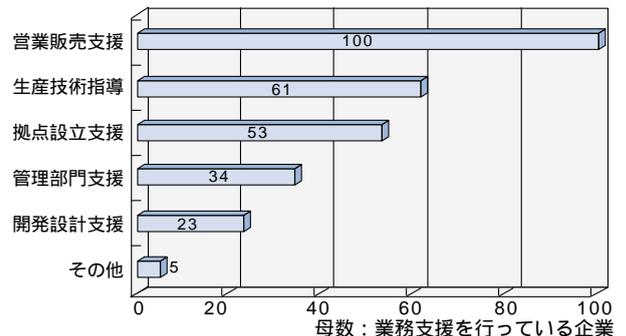
図表 13：グループ拠点に対する業務支援



#### <業務支援の内容>

台湾拠点から行っている業務支援の具体的内容に関しては (図表 14) 「営業・販売支援」との回答が 100 社と最も多く、次いで「生産・技術指導」61 社、「拠点設立支援」53 社などとなっている。「開発・設計支援」と回答した企業も 23 社にのぼる。

図表 14：業務支援の内容



「在台湾日本企業アンケート調査(2004年)」  
結果概要(その2)

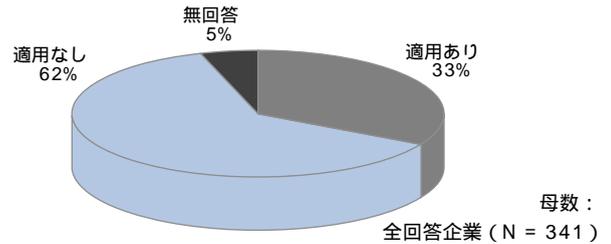


5. 優遇措置

< 優遇措置の適用 >

「優遇措置の適用を受けたことがあるか」という質問に対する回答が図表 15 である。全回答企業のうち、優遇措置の適用を受けたことのある企業は 113 社 (33%) にのぼる。

図表 15：優遇措置の適用



< 適用を受けた優遇措置 >

適用を受けたことのある優遇措置に関しては (図表 16) 「設備投資の法人税額控除」が 88 社 (78%) と最も多い。その他にも、「輸入機器・設備の関税免除」が 44 社 (39%) 「設備の特別償却」が 40 社 (35%) と、設備関連の優遇措置の適用を受けている企業が多い。また「重要戦略性産業法人税 5 年免税」の適用を受けた企業が 21 社 (19%) となっている。

図表 16：適用を受けた優遇措置

項目	回答数	構成比
1 設備投資の法人税額控除	88	78%
2 輸入機器・設備の関税免除	44	39%
3 研究開発投資の法人税額控除	41	36%
4 設備の特別償却	40	35%
5 人材育成支出の法人税額控除	35	31%
6 重要戦略性産業の法人税 5 年免税	21	19%
7 重要戦略性産業の株主税額控除	8	7%
8 国際物流配送センターの法人税免税	8	7%
9 運営本部の法人税免税	7	6%
1 その他	8	7%

母数：優遇措置の適用を受けた企業 (N = 113)

< 優遇措置に対する評価 >

適用を受けた優遇措置に対する評価に関しては (図表 17) 「輸入機器・設備の関税免除」と「重要戦略性産業の法人税 5 年免税」がそれぞれの 68% の企業が「非常に有益」と回答しており、これらの優遇措置に対する企業の評価は高い。

図表 17：優遇措置に対する評価

項目	非常に有益	まあまあ有益	有益でない
1 設備投資の法人税額控除	53%	40%	1%
2 輸入機器・設備の関税免除	68%	25%	0%
3 研究開発投資の法人税額控除	51%	42%	2%
4 設備の特別償却	43%	50%	3%
5 人材育成支出の法人税額控除	49%	49%	3%
6 重要戦略性産業の法人税 5 年免税	68%	26%	5%
7 重要戦略性産業の株主税額控除	25%	38%	38%
8 国際物流配送センターの法人税免税	13%	75%	13%
9 運営本部の法人税免税	14%	71%	14%
1 その他	38%	25%	0%

母数：各優遇措置の適用を受けた企業



## 台湾特許法に於ける職務発明に関して (その1)

2003年以降、企業に所属する発明者が完成した発明で特許になった場合に於ける発明者に対して莫大な金額の報酬を与える旨の日本裁判所の民事判決が産業界に大きな波紋を投げて、各社が一層職務発明に関する発明者を中心の社内規定と労務契約の改定を重視するようになっている。

台湾特許法は第5から第10条において、職務発明についての規定が設けられている。現在台湾の企業、及び台湾に研究開発拠点を置く外資企業の多くは「従業員発明の褒章等の規程」を制定している。

### 1 基本原則

台湾特許法は第7条から第10条まで、従業員の職務上、及び非職務の発明特許権と特許出願権の帰属に関して条文をおいている。従業員と雇用者との間に上記事項について格別の約定が無く、又会社内部にも関連の特殊規則などが無いときは、従業員によって完成された職務上及び非職務上の発明の権利帰属については、専ら特許法7条から10条までの関連規定によって決定されます。しかし、技術研究開発に携わる企業の場合、近年になって、次第に従業員の職務上の発明に関する扱いを就労契約や労働規則に導入して特約の効力を発生させるようにしてきている。

原則上就業者の職務上の発明に関しては第一義的に雇用主の企業側の所有権になる。招聘嘱託就業者が完成した発明では、第一義的にその発明者自身の所有権になる。両者の基本発想が明確に分かれている。非職務発明に関しては第一義的に被用者の所有権になる。

### 2 適切な報酬に関する判断基準及び特約の効力の妥当な限界

台湾ではまだ従業員による職務上の発明を巡る紛争事件に関する司法判決の前例が見られていないが、日本の前例から見れば、最も懸念が深い事項はやはり企業側が発明者に対して支払われる「褒章金」又は「報酬金」の金額です。台湾特許法第7条は、適切な報酬さえ与えれば、職務発明の帰属をに第一義的に雇用する側の企業に帰属するとする；その上、当事者間の特約の締結も容認する。問題は いわゆる「適切な報酬」はどういう基準で決めるべきか？ 当事者間の特約は、最低限の「適切な報酬」まで不用とする効力を発生させてもよいのか？

#### A 台湾の判決前例

台湾の司法実務上は曾て被雇用者の発明に関する判決はいくつかあるが、然し未だに未だ雇用人が《特許法》7条1項に基いて被雇用者に支払うべき「適当な報酬」金額及びその計算標準を開示する判決前例は見られていない。而も多数の《特許法》学者もまた台湾の現行法では被雇用者の報酬請求権について、すでに明文規定があるとは雖も、然し報酬金額の判断基準に関して実務界では目下未だ確實且つ統一のものが欠如している。

#### B 台湾特許法の規定の解釈

発明者が完成した技術が特許出願されれば報酬を与えるべきか？ 或いは特許になってから報酬を支給すべきか？ 若しくは当該特許の実施によって企業が収益を上げる事実が判明になってから報酬を上げればよいのか？ 企業が出願しない方針だったり、特許になっても実施しなかったりする場合は、発明者にどのような権限があるべきか？ これら一連の問題に関する法律の明文規定はないが、法改正の経緯を観察して、現行法の法解釈に若干資してみる。

## 初の海外資材調達部門を台湾に設立

日立製作所と三菱電機の半導体事業を統合して2003年4月にスタートした(株)ルネサステクノロジは、半導体専門メーカーとしては、インテル、サムスンに次いで世界第3位である。当社の台湾現法である台湾瑞薩(股)は、両社の台湾拠点を引き継ぐ形で設立され、台湾で半導体の設計や販売を行う他、台湾メーカーからの資材調達活動も行っている。今年7月からは、台湾における資材調達の効率化を図るため、ルネサステクノロジとして初の海外資材調達部門を台湾に設立した。今回は台湾瑞薩の平澤大 董事長に、当社の台湾における事業活動についてお話をうかがった。

台湾瑞薩(股)  
平澤大 董事長



### 日立、三菱の台湾半導体事業を統合し、拠点を設立

ルネサステクノロジについてお聞かせください  
平澤：ルネサステクノロジは2003年4月、日立製作所と三菱電機の半導体部門を事業統合して設立しました。半導体専門メーカーとしては、インテル、サムスンに次いで世界第3位の規模で、ダイオード、トランジスタからマイコンまで、幅広い半導体製品を生産しています。特に「モバイル」、「自動車」、「PC/AV」の3分野のソリューションに力を入れており、カーナビ向けMCUや携帯電話アプリケーションプロセッサなど多くの世界トップシェア製品を持ちます。

台湾拠点である台湾瑞薩は昨年7月に設立しました  
平澤：ルネサステクノロジの設立に伴い、日立製作所と三菱電機の台湾拠点における半導体事業を統合し、台湾瑞薩を設立しました。台湾における主な業務は、半導体の販売及び資材調達業務で、その他、兄弟会社であるルネサスソリューションを通じ、設

計サービスを提供しています。従業員数は台湾瑞薩が約70名、ルネサスソリューションが約20名です。

### 台湾拠点の「デザイン・イン」件数はアジア最多

台湾では主にどのような製品を販売していますか？  
平澤：台湾ではPC及びその周辺産業が発展しているので、マイコン、LCDドライバIC、フラッシュメモリなどが台湾における主要製品です。特に、台湾にはPCや携帯電話のOEM、ODMメーカーや半導体のデザインハウスなど、自社で設計を行う企業が多いので、顧客に密着した営業が重要です。当社はルネサスソリューションを通じ、顧客に対する設計サービスを充実させています。

台湾企業は生産業務の多くを中国に移管しています  
平澤：現在、多くの台湾IT企業は中国に工場を持っており、生産業務を中国に移管しています。しかし設計業務に関しては現在も台湾で行っていますので、

## 日本企業から見た台湾

お客様の製品に当社の半導体を使用していただく「デザイン・イン」の活動は台湾で行う必要があります。ルネサステクノロジは台湾の他、シンガポールや上海等にアジア拠点がありますが、台湾拠点の「デザイン・イン」件数は、日本を除きアジア最多です。

### 初の海外資材調達部門を台湾に設立

今年7月に、資材調達部門を設立しました

平澤：ルネサステクノロジでは、これまで日立製作所と三菱電機の調達部門を経由して、台湾での調達を行ってきました。しかし台湾での資材調達の効率化及び現地アウトソーシング会社との関係強化を図るため、台湾に資材調達部門を設立しました。これはルネサステクノロジとして初の海外資材調達部門になります。当初日本人スタッフ1名、台湾人スタッフ4名で業務を始めますが、今後担当スタッフを6名程度に増やしていく予定です。

台湾では主にどのような資材を調達していますか。

平澤：台湾での調達品目として、ウェハファウンドリ、アセンブリ加工委託、テストング委託、半導体材料などがあります。当面はファウンドリがメインですが、今後はアセンブリも増加する見込です。今年度、台湾における調達金額は約1.5億米ドルとなる予定ですが、ルネサステクノロジとしては、グループ外へのアウトソーシングのうち、約25%が台湾メーカーへの委託となる見込です。

### 分業体制が台湾半導体産業の強み

力晶半導体とは長期的な協力関係を維持しています

平澤：力晶半導体(PSC)は三菱電機と技術提携を行っ

ていた関係で、ルネサステクノロジも力晶半導体とは良好な関係を維持しています。半導体製造には様々なプロセスがありますが、各社の設計やプロセスのルールは必ずしも同じではありません。そこで台湾企業にアウトソーシングする場合、当社の設計ルールと台湾ファウンドリのプロセスルールをすり合わせる必要がありますが、この意味で、長期的な関係を維持している力晶半導体とは技術移管がスムーズに行きます。

台湾で資材調達を行うメリットは？

平澤：台湾半導体産業は、設計から製造、パッケージング、テストングといった分業体制が発展していますが、この分業体制こそ台湾半導体産業の強みといえます。例えば台湾のパッケージングやテストングなどの後工程メーカーは、世界各地から様々なパッケージングやテストングの業務を受託しているため、非常に幅広い業務に対応が可能です。また後工程に特化した設備投資が可能なので、最新の設備をそろえることができ、これが台湾の後工程メーカーの高い競争力に繋がっています。

台湾で資材調達活動の今後の展望は？

平澤：台湾では成熟製品のファウンドリ、アセンブリ、テストングのみならず、最先端の技術の提供も可能となっており、AND型フラッシュメモリなどの調達も開始しました。今後も台湾のアウトソーシング会社との生産・技術両面における関係強化を通じ、台湾での資材調達業務を拡大していきたいと考えています。

台湾マクロ経済指標

年 月 別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株 価 平均指数 1966=100	
	実質GDP (10億元)	経済 成長率(%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易収支	卸売物価	消費者 物価	ドル	円		
2000年	9,559	5.86	8.06	7,607,739	732,866	148,321	140,011	8,310	1.82	1.26	32.99	0.2886	7,847	
2001年	9,350	-2.18	-8.36	5,128,529	684,854	122,866	107,237	15,629	-1.34	-0.01	35.00	0.2667	4,907	
2002年	9,686	3.59	9.39	3,271,747	608,672	130,597	112,530	18,067	0.05	-0.20	34.75	0.2930	5,225	
2003年	10,000	3.24	7.38	3,575,656	726,070	144,180	127,249	16,931	2.48	-0.28	33.98	0.3179	5,161	
	3月	2,446	3.53	4.44	308,287	7,835	12,613	10,915	1,697	5.14	-0.18	34.75	0.2919	4,449
	4月	2,350	-0.08	3.35	139,491	29,114	11,457	10,426	1,031	2.68	-0.01	34.85	0.2918	4,449
	5月			2.61	261,382	26,943	11,260	9,510	1,750	2.03	0.32	34.71	0.2926	4,319
	6月			3.02	165,825	12,135	11,596	10,297	1,300	1.94	-0.55	34.61	0.2892	4,869
	7月	2,559	4.18	5.91	347,701	17,380	11,629	10,366	1,263	2.47	-0.98	34.42	0.2863	5,287
	8月			5.98	348,284	39,454	12,290	10,396	1,895	2.19	-0.59	34.17	0.2917	5,446
	9月			8.78	323,450	46,851	12,548	10,978	1,569	0.65	-0.21	33.78	0.3051	5,679
	10月	2,645	5.17	11.75	270,068	63,862	13,091	10,892	2,199	0.00	-0.06	33.98	0.3119	5,939
	11月			9.78	523,995	352,950	13,796	12,381	1,414	1.18	-0.46	34.21	0.3127	5,951
	12月			18.46	595,310	99,493	14,015	13,187	828	1.57	-0.05	33.98	0.3179	5,853
2004年	1月	2,600	6.28	0.2	180,349	9,357	11,806	10,570	1,237	2.47	0.01	33.39	0.3150	6,236
	2月			31.17	174,155	12,010	13,192	13,152	40	2.22	0.65	33.37	0.3057	6,514
	3月			17.14	414,365	56,852	14,752	14,081	671	2.71	0.89	33.02	0.3177	6,658
	4月			14.65	417,893	182,470	14,075	13,108	966	4.85	0.91	33.37	0.3021	6,666
	5月			17.36	185,952	37,283	15,707	14,502	1,204	6.76	0.89	33.39	0.3049	5,911

出所：中華民国經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

台湾半導体関連機器総合展( SEMICON Taiwan 2004 )

概要

2004年9月13日から15日の間、中華民国対外貿易発展協会(TAITRA)と、SEMI Taiwanの主催により、台湾半導体関連機器総合展( SEMICON Taiwan 2004 )が開催される。  
台湾の製造装置マーケットは2004年度57%、2005年度には更に21%の成長が期待されている。2004年台湾の半導体産業は全体で前年比31%の成長し、年間の市場規模は1.08兆元に達すると予想されている。  
SEMICON Taiwanは今年で9回目を数える。昨年の出展企業数は507社、来場者は15,400人に達した。  
アジア太平洋地区の半導体産業を理解するにはSEMICON Taiwanを参観するのが一番の近道と言える。  
入場は無料(事前登録制) ホームページ：[http://wps2a.semi.org/wps/portal/\\_pagr/125/\\_pa.125/369](http://wps2a.semi.org/wps/portal/_pagr/125/_pa.125/369)

日時

2004年9月13日(月)～14日(火) 10:00 17:00  
9月15日(水) 10:00 16:00

出品物

Water Process Equipment、Equipment Materials、Facilities、Assembly & Packaging、Other Equipment

展示会場

台北世界貿易センター展示ホール(台北市信義路5段5号)

主催

SEMI(Semiconductor Equipment and Materials International)-SEMI Taiwan、中華民国対外貿易発展協会

問合せ

SEMI Taiwan Kevin Wang (英語可)  
TEL:886-3-573-3399 ext 22 FAX:886-3-573-3355  
E-Mail: kwang@semi.org

ジャパンデスク連絡窓口  
(日本語でどうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。  
野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部  
投資業務処

台北市館前路71号8F  
TEL: 886-2-2389-2111/ FAX: 886-2-2382-0497  
担当: 林貝真 ext. 216(日本語可)

野村総合研究所  
台北支店

台北市敦化北路168号13F-E室  
TEL: 886-2-2718-7620/ FAX: 886-2-2718-7621  
担当: 海老名宏明 ext. 22 / 八ツ井琢磨 ext. 26 / 褚炫初 ext. 23 / 盧詩瑩 ext. 25

野村総合研究所  
コンサルティング第三事業本部

〒100-0004東京都千代田区  
大手町2-2-1新大手町ビル5F  
TEL: 03-5255-9305(直通) / FAX: 03-5203-0727  
担当: 内田恵子

●ジャパンデスク専用 E-mail:[japandesk@nri.co.jp](mailto:japandesk@nri.co.jp) ●ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。